

農業者キャリアアップ支援事業

第 1 事業の趣旨

我が国の農業を持続可能なものとするには、生産力向上と環境負荷低減の両立を図ることが不可欠であり、そのためには、農業者がスマート農業や有機農業などの新たな技術やこれらの技術を導入する際の基盤となる経営力を強化するための手法等（以下、「技術等」という。）を学び直すことができる環境を整備する必要がある。

このため、地域において、関係機関による連携の下、農業者が農閑期や夜間等に技術等を習得できる研修モデルを構築・実施する取組に対して支援する。

第 2 事業の仕組み

- 1 国は、全国農業委員会ネットワーク機構に対し、補助金を交付する。
- 2 全国農業委員会ネットワーク機構は、都道府県に対し、補助金を交付する。
- 3 都道府県は、第 3 に掲げる取組主体に対し、補助金を交付する。ただし、第 3 の 1 のただし書により都道府県が取組主体となる場合はこの限りではない。

第 3 取組主体

- 1 取組主体は、次の構成員を含む協議会とし、（1）は必須の構成員とする。
ただし、（2）から（6）までに掲げる団体等のうち 2 つ以上が事業に参画する場合、協議会に代わり、都道府県を取組主体とすることができる。
（1）都道府県（道府県立農業大学校、農業試験場、普及組織等を含む。）
（2）市町村
（3）農業機械メーカー、肥料・農薬メーカー等の民間事業者
（4）農業協同組合
（5）農業を営む個人・法人、農業者団体
（6）大学、研究機関
- 2 取組主体は、本事業の目的に沿った取組を適切に実施することができ、本事業により導入した物について、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）が経過するまでの間、適切な管理を行うことのできる者とする。
- 3 協議会は、次に掲げる事項を協定、規約、規程等により定め、かつ、協議会の全ての構成員がこれに同意していること。
（1）目的
（2）代表者、代表者の権限の範囲、構成員及び事務局
（3）意思決定の方法
（4）解散した場合の地位の承継者
（5）事務処理及び会計処理の方法
（6）会計監査及び事務監査の方法
（7）（1）から（6）までに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項

第 4 事業内容

- 1 農業者キャリアアップ計画の作成

取組主体は、別紙様式第 1 号により、地域農業の現状と目指す姿、農業経営体の育成方針、第 10 の 2 の成果目標、以下の（1）及び（2）に掲げる内容を記載した

テーマ別研修計画を示した農業者キャリアアップ計画（以下「キャリアアップ計画」という。）を作成する。

（１）研修テーマ

研修テーマは、以下のアからエまでから選択することとし、アからウまでのうち２つ以上のテーマについて研修を実施することを必須とする。

ア スマート農業（合計３つ以上の技術等を扱うこととする。）

イ 環境と調和のとれた農業（化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機農業の取組面積の拡大、農業における温室効果ガスの削減に資する技術等。ただし、有機農業に関する研修は必ず実施することとする。）

ウ 農業経営（経営管理、マーケティング、労務管理、財務管理等）

エ その他農業者の技能向上、経営発展等に資するテーマ

（２）テーマ別研修計画の記載事項

テーマ別研修計画には、（１）に掲げるテーマごとに、以下の事項を記載する。

ア 営農類型ごとの目指すべき生産・経営モデル

営農類型は、以下の（ア）から（ケ）までから選択するものとする。

（ア）水田作

（イ）畑作

（ウ）露地野菜

（エ）果樹・茶

（オ）花き

（カ）施設園芸

（キ）畜産

（ク）その他の品目

（ケ）品目共通

イ アの実現に向けた技術等の習得・普及に向けた方針

技術等の種類ごとに以下の事項を記載する。技術等の種類については、技術等の相互の関連性・親和性等を踏まえ、複数の種類をまとめて記載することも可能とする。

（ア）当該技術等の習得・普及の現状と目標

（イ）当該技術等に係る既存の研修の実施状況

（ウ）（ア）の目標達成に向けた研修モデル

地域における技術等の普及状況、農業者の経営規模やキャリアステージ（新規就農者、次期経営者候補、経営者等）、当該地域の地理的・自然的条件等を踏まえ、他の地域への波及も見据えた体系的な研修モデルを構築すること。

（エ）関係機関の役割

ウ 研修の具体的内容

エ 研修における指導者の育成に関する方針

研修を実施する指導者の現状、育成の目標及び目標達成に向けた取組方針を記載する。

オ 受講者に対するフォローアップ体制

研修を受講した農業者が技術等を円滑に導入・活用できるようにするための相談体制、関係機関の役割等を記載する。

カ 研修モデルの波及性、新規性、及び独創性に関する考え方

2 キャリアアップ計画の実現に向けた研修の実施等

取組主体は、キャリアアップ計画を踏まえ、以下の（１）から（４）までにより、取組を実施する。

（１）推進会議の開催

取組主体は、研修計画の具体化、進捗管理、研修後のフォローアップ、事業成果の取りまとめ等を行う推進会議を開催する。推進会議は、必要に応じて、１の（１）に掲げるテーマごとに開催することも可能とする。

（２）テーマ別研修計画に基づく研修の実施

取組主体は、テーマ別研修計画に基づく研修を実施する。

また、研修の実施に当たっては、農閑期や夜間の開催、オンライン方式（e-ラーニング等を含む。）による講義、産地等における出前講座など、幅広い農業者が研修を受講できる実施形態によるよう努めるものとする。

（３）研修環境の整備

取組主体は、以下のアからオまでにより、（２）の研修の実施に必要な環境整備を行う。

ア 農業用機械・設備の導入（購入、リース又はレンタル）又は改良

イ 農業用ハウスのリノベーション（気密性や保温性の向上など機能強化に必要なとなる改修等に限る。）

ウ 研修ほ場の設置（研修の実施に必要なほ場の借上げ、肥培管理等）

エ 研修コンテンツの作成・利用

オ その他研修の円滑な実施に必要な取組（研修の実施に要するデータ収集・分析、受講者の募集や研修情報の発信等に必要なウェブサイトの作成・運営、農場等における ICT 環境の整備、指導者向け研修の実施、研修効果を把握するための調査等）

（４）新たな技術等の円滑な導入・実践に向けた取組

取組主体は、農業者が新たな技術等を円滑に導入・活用できるよう、相談窓口の設置や交流会の開催、先進地視察等を実施する。

第５ 補助対象経費

補助対象経費は、別表１に掲げるものとし、本事業の対象として明確に区分でき、かつ証拠書類等から金額を確認できる経費とする。ただし、国又は地方公共団体から現に補助を受け、又は受ける予定がある取組については、本事業の補助対象としない。

第６ 留意事項

- 1 取組主体は、受講者の健康管理や事故防止に十分配慮すること。
- 2 研修の実施に支障が生じない場合に限り、研修の対象に、学生や就農希望者等の農業者以外の者を含めることもできることとする。
- 3 研修の実施や研修コンテンツの作成等のため、パソコン、カメラ、ソフトウェア等の物品を直接必要とする場合、原則としてリース又はレンタル（以下「リース等」という。）によることとし、リース等によることが困難な場合又はリース等によるよりも購入した方が当該年度の事業実施期間における必要経費が安価な場合に限り、当該物品を購入できることとする。
- 4 取組主体は、本事業により作成した研修コンテンツについて、農業大学校や農業高校等の農業教育機関や研修施設等に配布するなど、広く活用されるよう努める。

- 5 e-ラーニングなど、受講者によって受講に係る所要時間が異なる形態により研修を実施する場合、同内容の研修を対面により実施した場合に要する時間を研修時間として計上できることとする。
- 6 取組主体は、必要に応じて、第3の1に掲げる団体等以外の者を本事業に参画させることができる。
- 7 施設用地の整地や改良などの整備費は補助対象としない。
- 8 農業機械等の導入（ただし、レンタルを除く。以下同じ。）又は改良に係る留意事項は、以下のとおりとする。
- （1）本事業により導入する農業機械等は、研修に必要な農業機械（アタッチメントを含む。）又は農業設備（以下、「農業機械等」という。）であって、原則として新品のものとする。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。
 - （2）研修に必要な農業機械等であっても、農業以外の用途に使用可能な汎用性の高い機械等（例：運搬用トラック、ショベルローダ、バックホ等）については、補助対象としない。
 - （3）既存の農業機械等の代替として同種・同能力のものを再整備すること（いわゆる更新）に要する経費は補助対象としない。また、既に存在する農業機械等のメンテナンスや消耗品の交換等のみを行う場合も、補助対象としない。
 - （4）本事業により導入又は改良した農業機械等は、効率的な利用を図る観点から、本事業の取組において利用しない時間帯や期間がある場合には、農業教育機関や研修施設等において使用できる。ただし、農業経営体等の営農活動等の用途で利用しないこと。
 - （5）導入した農業機械等は、施錠可能な場所での保管、動産総合保険等の加入など、盗難や天災等に対する措置を講じ、適切な管理に努めること。
 - （6）農業機械等の導入に当たっては、一般競争入札の実施、複数の業者から見積りを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うこと。
 - （7）取組主体は、導入又は改良した農業機械等について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）別記様式第10号の財産管理台帳を作成し、法定耐用年数が経過するまでの間、保管すること。
 - （8）本事業で導入又は改良した農業機械等については、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知。以下「整理合理化通知」という。）を適用しない。
 - （9）農業機械等をリース導入する場合は以下の点に留意する。
 - ア リース期間は、法定耐用年数以内とする。
 - イ リースによる導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）については、次の算式によるものとする。
$$\text{「リース料助成額」} = \text{「リース物件購入価格（税抜き）」} \times (\text{定額})$$
ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。
$$\text{「リース料助成額」} = \text{「リース物件購入価格（税抜き）」} \times (\text{定額}) \times \frac{\text{リース期間}}{\text{耐用年数}}$$
さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、その

リース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

$$\text{「リース料助成額」} = \text{「リース物件購入価格（税抜き）」} \times \left(\frac{\text{「リース期間」}}{\text{「耐用年数」}} \right) \text{（定額）}$$

$$\text{「リース料助成額」} = \left(\text{「リース物件購入価格（税抜き）」} - \text{「残存価格」} \right) \text{（定額）}$$

第7 事業実施計画等の提出

- 1 取組主体は、別紙様式第2号により事業実施計画を作成し、キャリアアップ計画と併せて、取組主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県知事に提出する。
- 2 都道府県知事は、1により提出された事業実施計画及びキャリアアップ計画について、取組主体が本事業の実施主体として適当であるか、実施予定の取組が効果的なものと認められるか等を審査し、別表2のポイント表によりポイント付けの上、別紙様式第3号の都道府県事業実施計画を作成し、地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出する。
- 3 国は、2で提出された都道府県事業実施計画の内容を審査し、ポイントが高い順に予算の範囲内で採択する。なお、同ポイントの場合は、国費が少ない事業を優先的に採択する。地方農政局長は、採択されることになった都道府県事業実施計画を承認し、別紙様式第4号により都道府県知事に通知するものとする。
- 4 都道府県事業実施計画について、交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、1及び2に掲げる手続に準じて行う。
- 5 全国農業委員会ネットワーク機構は、別紙様式第5号により全国事業実施計画を作成し、原則、交付申請時に添付する。ただし、全国農業委員会ネットワーク機構は、経営局長の求めに応じ、交付申請の提出より前に、全国事業実施計画を提出しなければならない。
- 6 全国事業実施計画について、交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、5に掲げる手続に準じて行う。

第8 補助金の交付等

- 1 国は、全国農業委員会ネットワーク機構に対して、予算の範囲内において、本事業に要する経費に係る補助金を交付する。
- 2 全国農業委員会ネットワーク機構は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、都道府県知事に補助金を交付する。
- 3 本事業における都道府県あたりの国費要望額の上限は、3,500万円とする。ただし、過年度に本事業を実施した都道府県については、2,000万円とする。
- 4 補助金の交付を受けた都道府県知事は、第7の3により承認された都道府県事業実施計画に基づき、取組主体に対し補助金を交付する。ただし、都道府県が取組主体になる場合には、この限りでない。
- 5 全国農業委員会ネットワーク機構は、事業実施に関する内規を作成することとし、内規を作成又は変更したときは、経営局長の承認を得るものとする。

第9 事業実績の報告

- 1 取組主体は、別紙様式第2号により事業実績報告を作成し、事業完了の日から1か

月以内又は当該事業年度の翌年度の4月末日までのいずれか早い期日までに取組主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県知事へ報告する。

- 2 都道府県知事は、1の実績報告を踏まえ、補助事業の完了の日から3か月以内に、別紙様式第3号により都道府県事業実績報告を作成し、地方農政局長及び全国農業委員会ネットワーク機構に報告する。
- 3 全国農業委員会ネットワーク機構は、2により報告を受けた都道府県事業実績報告を基に、別紙様式第5号により全国事業実績報告を作成し、補助事業の完了年度の翌年度7月末日までに経営局長に報告する。

第10 成果目標等

取組主体は、キャリアアップ計画において、以下のとおり成果目標を設定し、その達成に努める。

1 目標年度

本事業の目標年度は、事業実施年度の3年後とする。

2 成果目標

本事業の成果目標は、第4の1の(1)のアからエまでに掲げる研修テーマごとに、以下に掲げる成果指標に対応した具体的数値を定めることとする。ただし、これらによる目標設定が難しい場合は、補足可能な任意の指標を用いて、定量的な目標を設定することができる。

(1) 第4の1の(1)のアに係る成果指標

スマート農業技術に取り組む農業経営体の数

(2) 第4の1の(1)のイに係る成果指標

有機農業の取組面積又は有機JAS認証を取得した農地面積

(3) 第4の1の(1)のウに係る成果指標

受講者のうち経営力の向上が認められた者の割合

なお、経営力の向上が認められた者とは、以下のいずれかに該当する者を指すこととする。

ア 売上高の10%以上の拡大

イ 経営コストの10%以上の縮減

ウ 経営面積の10%以上の拡大

エ 雇用者数の10%以上の増加

オ 新たに法人化した

カ 新たに6次産業化に取り組んだ

キ 新たに輸出に取り組んだ

ク 独立就農した

ケ 農業法人等の役員、部門責任者等に登用された

(4) 第4の1の(1)のエに係る成果指標

研修目的等に応じて、定量的な目標を設定する。

3 成果報告及び取組実績・予定等の報告

(1) 成果報告

ア 取組主体は、事業の成果の検証及び他の地域への波及を図るため、事業実施年度に実施する研修において、受講者へのアンケート調査等を実施し、研修効果や課題等を把握する。

イ 取組主体は、アの結果も踏まえ、事業実施年度における取組の概要、受講者の声、研修の成果及び課題等を取りまとめた成果報告書を任意の様式により作

成し、事業実施年度の翌年度の6月末日までに都道府県知事へ提出する。都道府県知事は、速やかに、これを地方農政局長に提出する。

ウ 国は、イの成果報告書の内容について、公表できるものとする。

(2) 取組実績・予定等の報告

ア 取組主体は、事業実施年度、その翌年度、翌々年度及び目標年度における成果目標の達成状況及び取組実績を、別紙様式第1号の1、3及び4により作成し、それぞれの年度の翌年度の6月末日までに都道府県知事へ提出する。

イ 取組主体は、事業実施年度の翌年度、翌々年度及び目標年度における取組予定を、別紙様式第1号の1及び4により作成し、それぞれの年度の6月末日までに都道府県知事へ提出する。

ウ 都道府県知事は、速やかに、ア及びイにより提出された書類を地方農政局長に提出する。

第11 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、補助対象経費の中に取組主体（協議会の構成員及び第3の1のただし書により事業に参画する団体等を含む。第11において以下同じ。）の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助対象事業の実績額の中に取組主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、補助金の交付の目的上ふさわしくないため、次のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益排除の対象となる調達先

取組主体が次の（1）から（3）までのいずれかから調達を受ける場合（ほかの会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象となる。

- （1）取組主体自身
- （2）100%同一の資本に属するグループ企業
- （3）取組主体の関係会社

2 利益等排除の方向

（1）取組主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。

（2）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（マイナスの場合は、0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（3）取組主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は、0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（注）「製造原価」及び「販売費および一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

第 12 その他

- 1 事業を適切に執行するため、都道府県知事又は地方農政局長は、必要に応じて以下の措置を講ずる。
 - (1) 都道府県知事は、本事業により導入した農業機械等について、法定耐用年数を経過するまでの間、適切に管理されているか確認するため、必要に応じ、取組主体から報告又は資料の提出を求め、取組主体に対し、適切な指導を行う。
 - (2) 地方農政局長は、必要に応じ、都道府県知事又は取組主体に対し、報告又は資料の提出を求め、必要に応じて、指導及び助言を行う。
- 2 取組主体は、予定の期間内に事業が完了しない場合、事業の遂行が困難となった場合又は本事業により導入した農業機械等の法定耐用年数が残存する間に研修用途での使用が困難となった場合は、その旨を速やかに都道府県知事に報告する。
- 3 2により取組主体から報告を受けた都道府県知事は、当該報告の内容について遅滞なく地方農政局長に報告し、その指示を受ける。
- 4 都道府県が取組主体となる場合は、第 7 及び第 9 については、作成したキャリアアップ計画、事業実施計画及び事業実績報告の都道府県知事への提出又は報告を不要とし、第 10 の 3 についてはそれぞれの指定の期日までに成果報告書等を地方農政局長に提出するものとする。

第 13 環境負荷低減に向けた取組の実施

取組主体は、本事業の実施に当たっては、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減に取り組むものとし、その具体的な取組内容は別添のとおりとする。

(別表1)

補助対象経費

第5関係

区 分	内 容
謝 金	事業を実施するために必要となる専門知識の提供、外部講師による講義の実施、資料整理、事務補助、資料収集等の協力者に対する謝礼に要する経費。 謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、謝金の単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。 また、取組主体、協議会構成員等の事業に参画する者（以下、「取組主体等」という。）に対しては、謝金を支払うことはできない。
旅 費	事業を実施するために必要な研修実施、資料収集、各種調査、打合せ等に要する経費。取組主体等に旅費の支給に関する規程等がある場合は、当該規程によることができるものとする。
賃 金	事業を実施するために必要となる研修実施、資料整理、事務補助、資料収集等の業務のために臨時に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分により申請すること。 賃金単価については、取組主体等の賃金支給規則や国の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 また、当該賃金支給規則による場合であっても、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（賞与、住宅手当、退職給付金引当金等）については、除外して申請すること。 設定された単価等が妥当であるかを精査するため、賃金等の支給規則、辞令等の根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。 賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務についてのみ支払いの対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払いはできない。 また、取組主体等は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。
会計年度任用職員給与等	地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる場合については、地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づき、給与及び手当について、本事業への従事割合に応じて助成対象とすることができる。 この場合、給与等が妥当であるかを精査するため、給与等に関する条例、勤務条件通知書等の根拠となる資料を申請の際に添付するとともに、会計年度任用職員の本事業への従事割合及び従事内容を証明しなければならない。
専門員等設置費	事業を実施するために必要となる企画、運営、各種調査、分析、相談、シ

技能者給	システム開発等専門技術・知識を要する業務を行うための専門員、コンサルタント、システムエンジニア等を新たに雇用した場合の経費。 専門員等設置費の単価については、取組主体の支給規則等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の支給規則等の根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。 専門員等設置費は、本事業の実施により新たに発生する業務について支払いの対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払いはできない。 また、取組主体等は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。 事業を実施するために必要となる専門的知識、技能を要する業務に対し支払う実働に応じた対価。 技能者給の単価については、本事業に直接従事する者に係る基本給、諸手当（時間外手当等は除く。）、賞与及び法定福利費を合わせた年間総支給額を、就業規則で定められた年間総就労時間で除した額とする（算定に当たっては、退職給付金引当金に要する経費は除く。）。 なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。 また、取組主体等は、「作業日誌」等を作成し、当該事業に直接従事した者の従業時間と作業内容を証明しなければならない。
農業機械・設備導入費	事業を実施するために必要となる取得価格が 50 万円以上の研修用の機械等の購入・リースに必要な経費（これらの据付等にかかる経費も含む。）。
備品費	事業を実施するために直接必要となる取得単価が 5 万円以上 50 万円未満の機器、装置、物品等の購入に必要な経費（これらの据付等にかかる経費も含む。）。
消耗品費	事業を実施するために必要となる取得価格が 5 万円未満の消耗品、消耗器材、薬品類、原材料、生産資材、各種事務用品等の調達に必要な費用。
印刷製本費	事業を実施するために必要となる文書、研修資料、会議資料等の印刷製本の経費。
通信運搬費	事業を実施するため追加的に必要となる電話・インターネット等の通信料、郵便料、諸物品の運賃等の経費（通常の団体運営に伴って発生する経費は含まれない）。
使用料及び賃借料等	事業を実施するため追加的に必要となる研修コンテンツやサービスの使用料、パソコン、教育機材、研修用の機械等、移動用バス等事業用機械器具、研修ほ場等の借料及び損料（通常の団体等の運営に伴って発生する経費は含まれない）。

役務費	取組主体が直接実施することが困難である役務（WEB ページ作成、翻訳、分析等）を他の事業者等に依頼するために必要な経費。
委託費	事業の交付目的たる事業の一部分（研修コンテンツ等の作成、データ解析等）を他の事業者等に委託するために必要な経費。
その他	事業を実施するために必要な文献等購入費、複写費、会場借料、収入印紙代、社会保険料等の事業者負担分など他の費目に該当しない経費。

- （注） 1 補助事業等に直接従事する者の人件費の算定方法及び人件費の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等については、上記助成対象経費の欄に掲げる内容のほか、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に示す方法に従うものとする。
- 2 謝金、賃金、専門員等設置費及び技能者給については、原則として、額の確定時に、申請の際に設定した単価の変更はできない。

(別表2)

ポイント表

第7の2関係

1 共通評価項目

① 事業に幅広い関係者が関わっているか。 第3の1に掲げる団体等について、 ア (1)～(6)の全ての構成員が含まれる又は参画している。 イ (1)～(6)のうち、5つの構成員が含まれる又は参画している。 ウ (1)～(6)のうち、4つの構成員が含まれる又は参画している。 エ (1)～(6)のうち、3つの構成員が含まれる又は参画している。	7 5 3 1
② キャリアアップ計画が適切かつ具体的に記載されているか。 ア されている。 イ されていない。	1 不選定
③ 幅広いテーマについて研修を行う取組か。 第4の1の(1)に掲げる研修テーマについて、3つ以上のテーマに取り組む。	2
④ 新規に農業者キャリアアップ支援事業に取り組む。	15

2 テーマ別評価項目

第4の1の(1)アからウまでに掲げるテーマから2つ選択し、テーマごとにポイントを付与し、以下のア及びイの合計をポイントとする。

ア 2つのうち、ポイントが高いテーマのポイント数(ポイントが同数の場合は、いずれか一つを選択する。)

イ アでない方のテーマのポイント数を2で除した数

(1) 各テーマ共通

⑤ 研修受講者数 各テーマの受講者の延べ人数。 ア 1,000人以上 イ 500人以上 ウ 300人以上 エ 100人以上	8 6 4 2
⑥ 研修時間 各テーマの研修時間の合計。 ア 160時間以上 イ 120時間以上 ウ 80時間以上 エ 40時間以上	8 6 4 2
⑦ 実施形態 幅広い農業者が参加できる実施形態となっているか。 ア 農閑期や夜間に研修を実施し、幅広い技術等を取り扱う。 イ 農閑期や夜間に研修を実施し、一部の技術等を取り扱う。 ウ オンライン形式による研修を実施し、幅広い技術等を取り扱う。 エ オンライン形式による研修を実施し、一部の技術等を取り扱う。 オ 産地等における出前講座を実施する。 (ア) 7回以上 (イ) 4回以上	3 1 3 1 3 2

(ウ) 1回以上	1
⑧ 営農類型 第4の2の(2)に掲げる営農類型について、 ア 6つ以上取り組む。 イ 5つ取り組む。 ウ 4つ取り組む。 エ 3つ取り組む。 オ 2つ取り組む。	5 4 3 2 1
⑨ 地域の農業者のニーズを満たす体系的な研修となっているか。 ア 幅広い品目・技術等を取扱い、地域の農業者のニーズを満たす体系的な研修となっている。 イ 地域の農業者のニーズをある程度満たす研修となっている。	4 2
⑩ 他の地域への波及が期待される研修モデルとなっているか。 ア 広く波及することが期待できる。 イ 一部地域への波及が期待できる。	6 3
⑪ 新規性・独創性の高い研修モデルとなっているか。 ア 新規性及び独創性がいずれも高いものとなっている。 イ 新規性又は独創性が高いものとなっている。	6 3
⑫ 研修指導者の確保・育成の目標 地域において継続的・持続的に研修を実施するための指導者の確保・育成の方針が明確に定められているか。 ア 定められており、効果的な内容となっている。 イ 定められており、概ね効果的な内容となっている。 ウ 定められていない。	4 2 不選定

(2) スマート農業

⑬ 当該都道府県におけるスマート農業に取り組む経営体の数を目標年次までに拡大 ※特定の技術等について目標を設定する場合は、本事業において研修を実施する技術等の中から3つ以上を選択し、当該技術の増加率の平均値によりポイントを算定する。 ア 160%以上 イ 150%以上 ウ 140%以上 エ 130%以上 オ 120%以上	5 4 3 2 1
⑭ 中山間地域におけるスマート農業の普及に有効な研修内容となっている。	2
⑮ スマートサポートチーム(注)との連携等により、スマート農業実証プロジェクト等で得られた成果を有効に活用し、地域に普及させる計画となっている。	1
⑯ 農業者が新たな技術等の導入・実践について相談できる窓口を設置している。	2

注：過去にスマート農業実証プロジェクトに参画した者を含めたスマート農業技術の活用を支援するチーム。(参照 URL : https://www.naro.go.jp/smart-nogyo/suishin-kyogikai/smart_support_list.html)

(3) 環境と調和のとれた農業

⑰ 当該都道府県における有機農業の取組面積又は有機 J A S 認証を取得した農地面積を目標年次までに拡大 ア 150%以上 イ 140%以上 ウ 130%以上 エ 120%以上 オ 110%以上	8 7 6 4 2
⑱ 農業者が新たな技術等の導入・実践について相談できる窓口を設置している。	2

(4) 農業経営

⑲ 受講者のうち目標年次までに経営力の向上が認められた者の割合 ※ 受講者にアンケート調査等を実施の上、受講者の 7 割以上又は 50 名以上から回答を得て、達成状況を把握するよう努めるものとする。 ア 90%以上 イ 80%以上 ウ 70%以上 エ 60%以上 オ 50%以上	5 4 3 2 1
⑳ 農業者のキャリアステージに応じた研修となっているか。 ※ 以下ア～ウについて、受講者を区分して研修を実施する場合にポイントを付与。 ア 新規就農者を対象とした研修を実施 イ 就農後概ね 5 年以上の農業者を対象とした研修を実施 ウ 経営者又は次期経営者候補を対象とした研修を実施	各 1
㉑ 女性参画や農福連携など、多様な人材の活躍に資する研修を実施する計画となっている。	1
㉒ 労働環境改善（就業規則等の策定・見直し、労働時間の削減（経営計画の見直し、経営分析・営農支援システムの導入等）、労働負荷削減のための見直し（作業工程の見直し、作業マニュアルの作成等）、マネジメント体制の強化（人事制度や人材管理システムの導入等）、労働・社会保険への加入等）に資する研修を実施する計画となっている。	1

(別記 7 別紙様式第 1 号)

令和 年度 農業者キャリアアップ計画

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所 在 地
取組主体名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3142 号）別記 7 の第 4 の 1 の規定に基づき、下記のとおり農業者キャリアアップ計画を提出する。

※ 第 10 の 3 の（2）のアに基づく報告は本様式の 1、3 及び 4 の（1）から（5）までにより、同イに基づく報告は本様式の 1 及び 4 により、それぞれ行うものとする。

記

1 取組主体の概要

取組主体名	
代表者	
住所	
協議会の構成員	
研修実施機関名	

2 基本情報

地域農業の現状	
地域農業の目指す姿	
農業経営体の育成方針	

(1) 成果目標年度 令和 年度
(2) 成果目標

注：「基準値」には、事業実施年度の前年度における値を記載すること。

4 テーマ別研修計画

※ 研修テーマごとに、別々に記載すること。

(1) 研修テーマ

テーマ名【

】

(2) 営農類型ごとの目指すべき生産・経営モデル

※ 営農類型ごとに、導入する技術等の種類、導入により見込まれる効果等を記載すること。

--

(3) 技術等の習得・普及に向けた方針

営 農 類 型	技術等の種 類	技術等の習得・普及の状況、課題	習得・普及の目標 ※できるだけ定量的 に記載すること。	目標達成に向けた研修等の実施方針
水 田 作	自動操舵シス テム	・・・により、ごく一部にとどま っている。	50% (令和○年度)	※ 地域における技術等の普及状況、農業者の経営規模やキャリアステージ (新規就農者、次期経営者候補、経営者等)、当該地域の地理的・自然的条 件等を踏まえ、他の地域への波及も見据えた体系的な研修モデルとするこ と。 ※ 関係機関の役割を明確にすること。 ※ 別表2に掲げる評価項目との関係が明確に分かるようにすること。
	直進アシスト 付き田植え機			
	水管理システ ム			
	ドローン			
	リモートセン シング			

※ 記載は例示なので、入力に当たって削除すること。

(4) 研修の具体的内容

営 農 類 型	技術等の内容	研修内容	対象者	実施時期／回 数／時間	定員 (受講者数)	場所	講師	機械等の調達方法 ※農業機械等を利用する場合のみ記載
水 田 作	自動操舵システム	(これまでの取組) ・・・						
		(事業実施年度における取組) ・・・						
	直進アシスト 付き田植え機							
	水管理システム							
	ドローン							
	リモートセンシング							

※ 記載は例示なので、入力に当たって削除すること。

※ 「研修内容」には、第4の2の(2)に記載した実施形態が分かるように記載すること。

※ 「対象者」には、受講者となる農業者の数と、学生や就農希望者等の農業者以外の者の数を区別して記載すること。

(5) 指導者の育成に関する方針（状況）

※ 研修を実施する指導者の現状、育成の目標及び目標達成に向けた取組方針（状況）を記載。

(6) 受講後に対するフォローアップ体制

※ 研修を受講した農業者が技術等を円滑に導入・活用できるようにするための相談体制、関係機関の役割等を記載。

(7) 研修モデルの波及性、新規性及び独創性に関する考え方

※波及性、新規性及び独創性に関する考え方は、取り組む研修テーマごとに、以下の点を踏まえて記載すること。

- ・波及性：事業実施地区の取組を参考に、他の地域においても類似の研修等が実施できるものとなっているか。
- ・新規性：事業実施地区において、これまで類似の研修等を実施していないものとなっているか。
- ・独創性：他の地域を含め、類似の研修等が見られないものとなっているか。

(別記 7 別紙様式第 2 号)

令和 年度 農業者キャリアアップ支援事業
実施計画 (実績報告)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所 在 地
取組主体名

新規就農者育成総合対策実施要綱 (令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3142 号) 別記 7 の第 7 の 1 (実績報告の場合は第 9 の 1) の規定に基づき、下記のとおり農業者キャリアアップ支援事業実施計画 (実績報告) を提出する。

記

1 取組内容及び経費

※ 第 4 の 2 に対応し、該当する部分を記載すること。

(1) 推進会議の開催

取組概要	負担区分 (円)			
事業費 (消費税込み) (円)	国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他
完了年月日 (予定)				
備考				

(2) テーマ別研修計画に基づく研修の実施

取組概要	負担区分 (円)			
事業費 (消費税込み) (円)	国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他
完了年月日 (予定)				
備考				

(3) 研修環境の整備

ア 農業用機械・設備の導入又は改良

導入する農業機械等 (名称、規格・規模、台数等)				
事業費 (消費税込み) (円)	負担区分 (円)			
	国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他
完了年月日 (予定)				
備考				

イ 農業用ハウスのリノベーション

取組概要				
改修する農業用ハウス (規格・規模等)				
事業費 (消費税込み) (円)	負担区分 (円)			
	国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他
完了年月日 (予定)				
備考				

ウ 研修ほ場の設置

取組概要				
ほ場の概要 (位置、総面積、うち借上げ面積)				
事業費 (消費税込み) (円)	負担区分 (円)			
	国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他
完了年月日 (予定)				
備考				

エ 研修コンテンツの作成・利用

取組概要				
事業費 (消費税込み) (円)	負担区分 (円)			
	国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他
完了年月日 (予定)				
備考				

オ その他研修の円滑な実施に必要な取組

取組概要	負担区分（円）			
事業費（消費税込み）（円）	国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他
完了年月日（予定）				
備考				

（４）新たな技術等の円滑な導入・実践に向けた取組

取組概要	負担区分（円）			
事業費（消費税込み）（円）	国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他
完了年月日（予定）				
備考				

（５）（１）～（４）の合計

総事業費（消費税込み）（円）	負担区分（円）			
	国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他

２ 添付書類

- （１）見積書等、事業費の積算根拠となる資料
- （２）農業機械等の規模算定根拠
- （３）研修実施機関の概要
- （４）財産管理台帳の写し（実績報告時のみ）
- （５）環境負荷低減チェックシート
- （６）その他参考となる資料

- （注） １ 記載事項及び添付書類がすでに提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- ２ 添付書類について、申請者をウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL 等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(別記 7 別紙様式第 3 号)

令和 年度 農業者キャリアアップ支援事業
都道府県事業実施計画（実績報告）

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

都道府県知事

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3142 号）別記 7 の第 7 の 2（実績報告の場合は第 9 の 2）の規定に基づき、下記のとおり農業者キャリアアップ支援事業都道府県事業実施計画（実績報告）を提出する。

記

※ 別添 1 の様式により、都道府県管内の計画をまとめた表（取組主体名、総事業費、取組内容ごとの国庫補助金、その他の負担区分、完了予定年月日）などを記載すること。

農業者キャリアアップ支援事業

- 都道府県事業計画
- 都道府県実績報告

実施年度

実施主体

農業者キャリアアップ支援事業 都道府県事業実施計画（実績報告）

1 都道府県名 _____

2 都道府県内事業実施主体の事業計画の総括表

番号	取組主体名	総事業費 (円)	負担区分									
			国庫補助金（円）									その他（円）
			合計	推進会議の開催	テーマ別研修計画に基づく研修の実施	農業用機械・設備の導入又は改良	農業用ハウスのリノベーション	研修ほ場の設置	研修コンテンツの作成・利用	その他研修の円滑な実施に必要な取組	新たな技術等の円滑な導入・実践に向けた取組	
記入例	〇〇協議会											

3 事業完了（予定）年月日： 令和 年 月 日

4 添付資料

- （１）別紙様式第２号 取組主体から提出のあった実施計画（実績報告）
- （２）見積書等事業費の根拠となる資料
- （３）研修実施機関の概要
- （４）その他参考となる資料

(別記 7 別紙様式第 4 号)

令和 年度新規就農者育成総合対策のうち
農業者キャリアアップ支援事業都道府県事業実施計画承認書

番 号
年 月 日

〇〇県知事
〇 〇 〇 〇 殿

〇〇農政局長

令和〇年〇月〇日付けをもって提出のあった令和〇年度新規就農者育成総合対策のうち農業者キャリアアップ支援事業都道府県事業実施計画については、承認する。

(別記 7 別紙様式第 5 号)

令和 年度 農業者キャリアアップ支援事業
全国事業実施計画（実績報告）

番 号
年 月 日

農林水産省経営局長 殿

所在地
事業実施主体

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3142 号）別記 7 の第 7 の 5（実績報告の場合は第 9 の 3）の規定に基づき、下記のとおり農業者キャリアアップ支援事業全国事業実施計画（実績報告）を提出する。

記

※ 別添 2 の様式により、都道府県事業費と事務等経費の別、各都道府県の計画をまとめた表（都道府県名、総事業費、取組内容ごとの国庫補助金、その他の経費区分、完了予定年月日）などを記載すること。

農業者キャリアアップ支援事業

- 全国事業計画
- 全国実績報告

実施年度

実施主体

農業者キャリアアップ支援事業 全国事業実施計画（実績報告）

1 事業計画の概要

区分	総事業費（円）	うち国庫補助金（円）
都道府県事業費		
事務等経費		
合計		

2 都道府県別事業計画

番号	都道府県	総事業費 （円）	負担区分									
			国庫補助金（円）									その他（円）
			合計	推進会議の開催	テーマ別研修計画に基づく研修の実施	農業用機械・設備の導入又は改良	農業用ハウスのリノベーション	研修ほ場の設置	研修コンテンツの作成・利用	その他研修の円滑な実施に必要な取組	新たな技術等の円滑な導入・実践に向けた取組	
記入例	〇〇県											
1												
2												
3												

3 事業完了（予定）年月日： 令和 年 月 日

4 その他参考となる資料

(別添)

環境負荷低減に向けた具体的取組内容

第1 取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」こととされた。

これらを踏まえ、本事業における上記「事業申請時のチェックシートの提出」については、以下のとおり実施するものとする。

第2 環境負荷低減チェックシートの提出

- 1 本事業の取組主体は、最低限行うべき環境負荷低減の取組について明らかにした「環境負荷低減のチェックシート」（民間事業者・自治体等向け）の項目について、事業の実施に当たって留意しなければならない。
- 2 取組主体は、事業計画書中のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを都道府県に提出する。
- 3 都道府県は、全ての取組主体からチェックシートを収集し、地方農政局長に提出する。
- 4 地方農政局長は、当該チェックシートを経営局長に提出する。

第3 主な環境関係法令の遵守

取組主体は、「環境負荷低減のチェックシート」中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号） 等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号） 等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号） 等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号） 等

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号） 等

(7) 環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号） 等

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

Ver1.0

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない ☐ ） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
②	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない ☐ ） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）	☐

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める	☐
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	☐	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない ☐ ） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑧	☐	資源の再利用を検討	☐

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない ☐ ） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑩	☐	※特定事業場である場合（該当しない ☐ ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	☐	関係法令の遵守	☐
⑬	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
⑭	☐	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない ☐ ） 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があるため、各事業の要綱・要領などでご確認ください。